

那須塩原市農業委員会

第 2 3 回総会議事録

令和元年 5 月 2 7 日(月)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和元年5月27日(月) 午後1時30分～ 午後2時28分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：18名

会長職務代理者	3	加藤 拓央	委員	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	13	人見 二三夫
〃	2	島田 晴子	〃	14	大田原 重夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	5	藤田 利男	〃	17	稲垣 政一
〃	6	辻野 京子	〃	18	木村 孝子
〃	7	竹村 文祥	〃	19	室井 孝美
〃	8	益子 丈弘	〃	20	石崎 清
〃	9	伊藤 順久			
〃	10	金田 廣衛			

4. 欠席委員：2名（15番 君島良一会長・12番 渡邊透委員）

5. 議事録署名人の指名：5番 藤田利男委員、6番 辻野京子委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について

7. 事務局職員

事務局長	久留生利美	農地係長	新巻昭美
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農地係主任	田端政則

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

久留生事務局長

皆様こんにちは、会議の前に議案の訂正について、お願いをいたします。

議案の訂正につきましては、本日配布いたしました一覧表『那須塩原市農業委員会第23回総会議案書の訂正』のとおりでございます。

本日、会長は全国農業委員会の会長会議の方に出席していますので、東京に出張となっており欠席です。

那須塩原市農業委員会第23回総会の開会に先立ち、会長職務代理者からご挨拶を頂きます。

加藤職務代理

《挨拶》

久留生事務局長

総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条第2項の規定に従いまして、会長職務代理者が務めることとなります。

この後の進行の方、よろしくお願いいたします。

《開会のブザー》

議長

ただ今より、那須塩原市農業委員会第23回総会を開会いたします。

本日は、君島良一会長、渡邊透委員より欠席する旨の届け出を受けております。在任委員20名、出席委員18名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。総会規則に基づき議長が指名することで、ご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号5番藤田利男委員と議席番号6番辻野京子委員を、指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。

番号1番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員

議案第1号、番号1番について、調査結果を報告します。農地法第3条の許可を取り消す願い出です。願い出人・土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、5月12日、午前8時30分頃、願い出人宅で、願い出人から行いました。願い出地は、那須塩原市堆肥センターより、南へ約200メートルに位置しています。平成28年12月の3条許可により、申請地は借受人が使用貸借しておりましたが、申請者の都合により、取消願が提出されました。『取消の理由』について調査したところ、貸手人から借受人への使用貸借許可を得ましたが、営農型太陽光パネルの設置工事及び鉄塔立替工事が完了するまで、下部農地での耕作ができないことから、双方で協議の結果、本願い出に至ったとのことです。調査の結果、取り消しに問題はないと判断しました。番号1番の申請は、取り消し相当として委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、取消を承認することに決しました。

	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	番号1番の調査報告の前に譲受人である法人が、農地所有適格法人として適格であるか、事務局の確認報告を求めます。
事務局	それでは議案書5ページをご覧ください。初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。譲受人は平成23年2月に設立された株式会社でございます。定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。当該法人は売上高の全てが農業売上であることから、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。続いて社員(構成員)要件の欄でございます。定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有していると認められますので議決権要件を満たしております。最後に業務執行役員要件の欄でございます。業務執行役員の過半が年間150日以上 of 農業の常時従事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。以上のことから、番号1番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認しましたのでご報告いたします。
議長	適格性の確認報告が終わりました。
稲垣政一 委員	番号1番について、稲垣政一委員の報告を求めます。
	議案第2号、番号1番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、5月14日、午前10時30分頃、申請地で代理人から行いました。申請地は、那須塩原市立高林中学校から、北へ200メートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は高齢につき、耕作が難しく、後継者も耕作する意思がなく、今回の申請となりました。譲受人の経営状況は14,098平米の畑を所有しています。申請地では、そばの作付けを予定しております。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、稲垣政一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。
	番号2番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
人見二三夫 委員	議案第2号、番号2番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、5月17日、午前10時頃、申請地で代理人から行いました。申請地は、旧戸田小学校より、南へ1.5キロメートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は譲受人に農地を貸していますが、経営規模拡大を目指している譲受人に農地を譲り、規模縮小を図りたいとのことです。土地利用型の経営体系として、飼料作物を14ヘクタール作付けをして、農機具としてトラクター10台、ローダー5台、ロータリー5台、農作業している中で、乳牛265頭を飼養しています。申請地では、飼料作物を作付けします。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確

議長	実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。報告が終わりました。
	番号2番について、質疑、ご意見はございますか 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。
木村孝子 委員	番号3番について、木村孝子委員の報告を求めます 議案第2号、番号3番について、調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人・借手人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、5月17日、午後5時頃、申請地・申請人宅で申請人から行いました。申請地は、高阿津公民館より西へ約300メートルに位置しています。賃借する理由としては、貸手人は若くして夫を亡くし、借手人に助けられて耕作をしてきましたが、高齢にもなり、ただ借手人は集落営農に取り組み、特別栽培米作りをする地区でもあり、共同機械を使用したり補助を受けるためには、きちんと賃借権を組んで耕作していきたいと、今回の申請に至りました。借手人の経営状況は、家族3人で水稻と畑で265アールを作付けしており、トラクターは個人で1台を所有、田植え機、コンバインは営農組合でのものを使用しています。申請地では、水稻を作付け予定です。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については 許可 することに決しました。
大田原重夫 委員	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて」を議題といたします。 番号1番について、大田原重夫委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。農地転用許可を取り消す願い出です。願い出人・許可を受けた土地・許可を取り消す土地、取り消しの理由は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市堆肥センターから、南へ約200メートルに位置しています。現地調査は、5月23日、午前10時55分頃に行いました。願い出人は、願い出地で営農型太陽光発電事業を行うため、平成28年12月22日付で、5条許可を取得しましたが、法律の改正により、経済産業省に事業計画書を提出し、認定を受けなければならなくなりました。事業計画書を提出してから認定を受けるまで1年以上かかり、その間着工することができず、当初の計画通りの発電・営農ができないと判断したため、許可を取消したいとのことです。現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。地元調査員・調査班とも取消相当として委員各位のご審議をお願い

	し、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号 1 番について、質疑、ご意見はございますか。
大根田昇 委員	先ほどの議案第 1 号の 1 番と、議案第 3 号の 1 番ののですが、内容がだいたい同じような感じなのですが、これは許可を受けてから転用するまで、何年でやりなさいという規定はあるのですか？
事務局	5 条の許可は、3 年間一時転用ということで許可を受けていました。最初は、経済産業省だけの通知書で許可がとれたのですが、法律が変わりまして、事業計画が改めて申請が必要になり、そのあとの認定を受けるのにだいぶ時間がかかったということでした。最初の申請は、3 年間ということでした。
大根田昇 委員	3 年間という期間があるのにもかかわらず、平成 2 8 年に認定受けて、3 年が経っていますが、その時点で許可はおりなかったのですか？
事務局	3 条と 5 条の関係は、下で農業をやって、上に柱をつけてパネルを設置する営農型なので、関連があるので 3 条と 5 条で許可になり、今回の取消になりました。
大根田昇 委員	わかりました。ありがとうございました。
議長	他に質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、大田原重夫委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 1 番については、取消を承認することに決しました。
	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
	番号 1 番について、木村孝子委員の報告を求めます。
木村孝子 委員	議案第 4 号、番号 1 番について調査班を代表して報告します。申請人は、平成 2 4 年 8 月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により、農地転用するための事業計画変更申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立三島中学校より南へ 3 0 0 メートルに位置しています。現地調査は 5 月 2 3 日、午前 9 時 2 5 分頃に行いました。当初計画人は、実家の隣接地である申請地に一般住宅を建築し、県外から移住する計画であったが、仕事の都合で帰郷の目途がたらず、実施できずにいたが、隣接地と一体で宅地として管理してもらいたいと思い、申請にいたしました。現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。
	地元調査員・調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号 1 番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、木村孝子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 1 番については、変更を承認することに決しました。
	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	番号 1 番及び 2 番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美 委員	議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に医院を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須野が原ハーモニーホールより西へ約20メートルに位置しています。現地調査は、5月23日、午前10時頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ha未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では目的が達成できないと認められる場合に、許可が可能となります。本申請は申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断しました。申請に至った経緯は、現在、次女夫婦が県外で勤務歯科医をしています。地元へリターンし、夫婦で歯科医院を開業したく、建築敷地及び駐車場用地を必要とし、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に医院を建築し、11台分の駐車場を整備する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。既設のフェンス等により、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
室井孝美 委員	続きまして、議案第5号番号2番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に宅地を分譲するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は那須塩原市立東小学校より、南へ300メートルに位置しています。現地調査は、5月23日、午前10時20分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、譲受人は、不動産業を営んでおり、今回計画している当地においても、JR西那須野駅付近に位置し、今後、住宅化の進む住宅販売に適した土地と考え、今回の申請に至りました。事業計画は申請地に7区画の宅地を分譲する内容となっています。上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲にコンクリートブロック及びL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、大根田昇委員の報告を求めます。
大根田昇 委員	議案第5号、番号3番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に宅地を分譲するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記

	載のとおりです。申請地は、那須塩原市若葉保育園より南西へ２００メートルに位置しています。現地調査は、５月２２日、午前９時２０分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第１種中高層住居専用地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、店舗・住宅が集中する道にあり、住宅地として最適と判断し、今回の申請になりました。事業計画は、申請地に２区画の宅地を分譲する内容となっています。上・下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。宅地境界壁等により、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については、許可することに決しました。
室井孝美 委員	番号４番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第５号、番号４番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に事務所及び研修所を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市西那須野公民館より東へ３０メートルに位置しています。現地調査は、５月２３日、午前１０時３０分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第１種住居地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請人は生命保険会社の代理店を営んでおり、この度、事業拡大と人材育成を図るため研修所を兼ねた事務所の建築を計画しました。研修やイベント等を行う際に、相応の建築面積や駐車スペースが必要で、営業活動をしやすい立地であることから、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に事務所及び研修所を建築し、４５台分の駐車場を整備する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。フェンス等により、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については、許可することに決しました。
大根田昇 委員	番号５番及び６番について、大根田昇委員の報告を求めます。 議案第５号、番号５番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に宅地を分譲するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北西へ約８００メートルに位置しています。現地調査は、５月２２日、午前１１時１０分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第１

	種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、市街地にあり、駅からも近く、学校・病院・店舗が近く、交通の便も良いことから、宅地分譲に最適と思い、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に2区画の宅地を分譲する内容となっています。上水道は、市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
大根田昇 委員	続きまして、議案第5号、番号6番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に駐車場を整備するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より南西へ1, 5キロメートルに位置しています。現地調査は、5月22日、午前10時50分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申請は、申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断しました。申請に至った経緯は、耕作される土地が隣接にあったため、規模拡大のため、最適地と思い今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に大型車3台分の駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。 次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大根田昇委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。 番号7番について取下げとなりましたので、欠番となります。 番号8番及び9番について、木村孝子委員の報告を求めます。
木村孝子 委員	議案第5号、番号8番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に建売住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須野が原ハーモニーホールより北東へ500メートルに位置しています。現地調査は、5月23日、午前9時50分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと

認められる場合に許可が可能となります。既存集落に接続した住宅は、不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、申請者は、不動産業を営んでおり、現在販売している建築住宅の販売在庫が、残り少なくなってきたり、今後の為に土地を探していたところ、下永田地区に土地が見つかり、譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に21戸の建売住宅を建築する内容となっています。上・下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理とします。コンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

木村孝子 委員

続きまして、議案第5号、番号9番について調査班を代表して報告します。贈与により、申請地に既存敷地を拡張するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR西那須野駅より東へ直線で400メートルに位置しています。現地調査は、5月23日、午前9時35分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がりがあり、10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合、許可が可能となります。本件は既存の敷地面積が2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、譲渡人は、高齢化に伴い自宅敷地内から自動車の出入りに危険を感じるようになったので、安全確保の件からの出入りしやすい場所を選定し、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に宅地への進入路を拡張する、内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、許可することに決しました。

次に、番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番から12番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第5号、番号10番について調査班を代表して報告します。売買により、申請地に太陽光発電設備を設置するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、東原地域活動センターより西へ約500メートルに位置しています。現地調査は、5月22日、午前9時45分頃に行いました。申請地は、周

辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。申請に至った経緯は、譲受人はさくら市で団地業を営んでおりますが、事業拡大の為、太陽光発電へ管理計画を立てました。当該地は、譲渡人宅より遠方にあり、将来的に農業ができないことから交渉がまとまり、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地にソーラーパネル５２８枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容となっています。年間発電量は９７，３０２キロワットアワーを見込んでいます。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

藤田一郎 委員

続きまして、議案第５号、番号１１番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に太陽光発電設備を設置するための申請です。先ほどの農地の隣に位置します。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、東原地域活動センターより西へ約５００メートルに位置しています。現地調査は、５月２２日、午前９時４５分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。申請に至った経緯は、譲受人は当該地隣接にて、浄化槽管配水工事業を営んでおりますが、すでに数か所の太陽光発電をしており、譲渡人から売買の話があり、管理の面からも最適地と判断し、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地にソーラーパネル５２８枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容となっています。年間発電量は９７，３０２キロワットアワーを見込んでいます。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

藤田一郎 委員

議案第５号、番号１２番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に店舗を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北西へ約８００メートルに位置しています。現地調査は、５月２２日、午前１１時２０分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第２種住居地域、準住居地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、当該申請の隣接地に店舗建設を計画しましたが、面積が不足するため、当該地を購入して計画どおりの建設をするというものです。事業計画は、申請地に店舗を建築し、６３台分の駐車場を整備する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲にコンクリートブロック及びＬ型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、最初に番号１０番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１０番については、許可することに決しました。

次に、番号１１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１１番については、許可することに決しました。

最後に、番号１２番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１２番については 許可することに決しました。

次に議案第６号「非農地証明願いについて」を議題といたします。番号１番及び２番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第６号、番号１番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市立東小学校より南へ約３００メートルに位置しています。現地調査は、５月２３日、午前１０時２０分頃に行いました。願い出地の現況は、宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

大田原重夫 委員

議案第６号、番号２番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市役所塩原支所より西へ約５００メートルに位置しています。現地調査は、５月２３日、午前１１時３０分頃に行いました。願い出地の現況は、駐車場となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については、証明することに決しました。

次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

	無いようですので、大田原重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、証明することに決しました。 番号3番について、竹村文祥委員の報告を求めます。
竹村文祥 委員	議案第6号、番号3番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市立共栄小学校より北へ120メートルに位置しています。現地調査は、5月22日、午前9時10分頃に行いました。願い出地の現況は宅地及び道路となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については、証明することに決しました。
竹村文祥 委員	次に議案第7条「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。 番号1番について、竹村文祥委員の報告を求めます。 議案第7号、番号1番について調査班を代表して報告します。農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行うものへ集積させるため、農業公社等の農地利用集積円滑化団体が、一時的に申請地を保有するか、確認するものです。申出人・あっせんを申し出た土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。現地調査は、5月22日、午前10時20分頃に行いました。申請地は、道の駅・明治の森より北へ500メートルに位置しています。申請に至った経緯は、周辺の酪農に現在は土地を貸しているが、経営規模を縮小しながら、まわりの農家に有効利用していただきたいという理由から、今回の申請に至りました。現地を確認した結果、申出地は一団の農用地として、認定農業者に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入が必要であると判断しました。地元調査員・調査班ともに円滑化団体による優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、通知を要請することに決しました。 次に議案第8号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第8号についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。議案書17ページから19ページが「利用権設定関係」の案件で10件、合計面積は100,718平方メートルとなります。この内、19ページの1件が中間管理事業の対象となります。続いて20ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は3,021平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から、報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題はないと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第8号は事務局提案のとおり、決定することに決しました。 次に議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第9号についてご説明いたします。議案書は21ページとなります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます、農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会の意見を求められたものです。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から、報告書の提出をいただきましたが、対象の1件、17,671平方メートルにつきましては、同法第18条第4項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案は妥当とする意見として問題はないと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第9号の計画案は妥当として、市長へ回答いたします。 慎重審議いただき ありがとうございました。これもちまして那須塩原市農業委員会第23回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

5 番

6 番
